



平成27年8月28日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室長 野村 ひとみ

地方機会均等指導官 大貫 文子

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

## 県内事業所における改正パートタイム労働法への対応状況まとまる

### — 6割の事業所が改正法違反！改正内容への対応に遅れ —

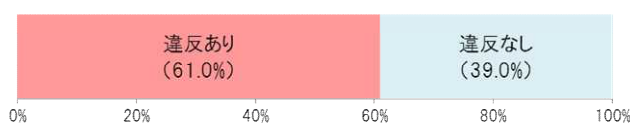
- 1 栃木労働局(局長 堀江 雅和)は、本年4月1日、改正パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)が施行されたことから、この度、県内100事業所における改正内容への対応状況を取りまとめました。
- 2 雇用均等室においては、本年4月1日から8月10日までの間、県内100事業所を訪問のうえ、パートタイム労働法に基づく報告徴収を行いました。その結果、61社において、改正パートタイム労働法に関する違反がみられ、110件の行政指導を行いました。  
行政指導の内訳をみると、最も多かったのが、労働条件の文書交付等(相談窓口)43件(39.1%)、次いで、事業主が講ずる措置の内容等の説明が42件(38.2%)、相談のための体制の整備25件(22.7%)となっています。
- 3 県内事業所において、改正パートタイム労働法への対応の遅れがみられることから、今後、雇用均等室においては、事業所訪問等により、指導を徹底してまいります。

#### <改正パートタイム労働法の概要>

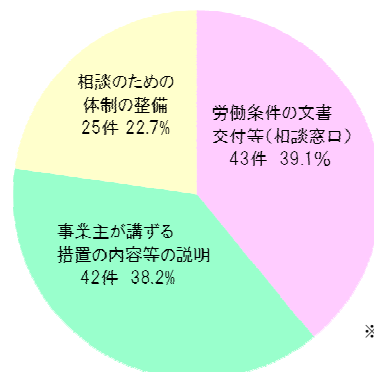
- 差別的取扱いの禁止【拡充】  
通常の労働者との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の要件から、無期労働契約のパートタイム労働者であることを削除し、**有期契約労働者にも対象**を拡大。
- 労働条件の文書交付等【拡充】  
パートタイム労働者の雇入れ時に、文書等により明示しなければならない事項に「**相談窓口**」を追加。
- 事業主が講ずる措置の内容等の説明【新設】  
パートタイム労働者を雇入れ時に、雇用管理改善の措置の内容(賃金制度、教育訓練、福利厚生施設、正社員転換推進措置など)を説明しなければならない。
- 相談のための体制の整備【新設】  
パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

(参考資料) [パートタイム労働法が変わりました](#) 平成27年4月1日施行

(図1)改正法への対応状況(100社)



(図2)改正法に係る指導内容の内訳(110件)



※差別的取扱いの禁止に係る事項は0件